

## 【給付奨学生】日本学生支援機構奨学金「適格認定」

今年度から給付奨学生は、スカラネット・パーソナルでの継続手続きが『不要』となります。

**学業の適格認定** 学業成績等に基づき、給付奨学金の継続の可否を大学が判定します。  
給付奨学金の適格認定(学業)の区分(基準と処置)は表のとおりです。

判定	適格基準	処置(どうなるか)
廃止	<p>・次の1～4のいずれかに該当するとき</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと</li> <li>2. 修得した単位数の合計数が標準単位数の5割以下であること</li> <li>3. 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること</li> <li>4. 警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること</li> </ol> <p>(下の「停止」の区分に該当するものを除く)</p>	<p>【4月以降の給付奨学金の取り扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給付奨学生の資格を失います。</li> </ul> <p>【4月以降の振込み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・振り込まれません</li> </ul>
<p>「廃止(返還)」の判定について(返還が必要になる場合)</p> <p>学業成績が著しく不良(学修の実態が認められない状況)であり、災害、傷病その他やむを得ない事由がない場合は、学年の始期に遡って給付奨学金の返還を求めます。</p> <p>※学修の実態が認められない状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・修得単位数の合計(累積)が標準単位数の1割以下である場合</li> <li>・出席率が1割以下など、学修意欲があるとは認められない場合</li> </ul>		
停止	<p>警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること</p> <p>(2回連続して警告となった場合のうち、2回目の警告の理由が「GPA 等が学部等における下位4分の1の範囲に即する場合」のみ。ただし、3回連続で警告となった場合を除く。)</p>	<p>【4月以降の給付奨学金の取り扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給付奨学生の支給が中断されます。</li> <li>・学業成績が回復しない場合は、「廃止」となることがあります。</li> </ul> <p>【4月以降の振込み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・振り込まれません。</li> </ul>
警告	<p>次の1～3のいずれかに該当するとき</p> <p>(上の「廃止」の区分に該当するものを除く)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割</li> </ol>	<p>【4月以降の給付奨学金の取り扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給付奨学金の支給は継続します。</li> </ul>

	以下であること 2. GPA 等が学部等における下位 4 分の1の範囲に属すること 3. 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること。 4.	・学業成績が回復しない場合は、「廃止」又は「停止」となることがあります。  【4月以降の振込】 ・振り込まれます。
継続	「廃止」、「停止」、「警告」以外の者	【4月以降の給付奨学金の取り扱い】 ・給付奨学金の支給は継続します。 【4月以降の振込み】 ・振り込まれます。

※「警告」や「継続」であっても、停止中や他の国費を受給中で給付月額が0円の場合、振込はありません。

※2025年4月分の交付日は、4月21日(月)です。

※処置に該当している学生の「処置通知」は、4月の振込日以降に日本学生支援機構から大学へ送付されます。大学で受領した後に学生に交付します。(「継続」と判定された学生は、交付されません。)

#### 斟酌すべきやむを得ない事情がある場合

日本学生支援機構給付奨学金(支援対象外のため停止中の者、本年度で卒業予定の者も含む。)の適格認定に関し、学業基準を満たさない者で、学業不振の理由に「災害、傷病その他のやむを得ない事由」等がある者は、学力基準を満たす者として取り扱うこととなっています。

ついては、以下 Forms のとおり調査を実施しますので、該当する方は回答いただくようお願いします。

※学業不振と判定されるか否かは3月下旬に判断するため、結果はまだ分かりません。「災害、傷病その他のやむを得ない事由」があるかどうかをあらかじめ調査するものです。

※申し出が無かった場合は、「やむを得ない事由」はないものとして取り扱います。

※申し出があった場合も、学業成績不振の理由として斟酌すべきか否かは大学にて判断するため、認められるとは限りません。

※2024年11月以降に初回振込の採用者は調査の対象外となります。

#### ●災害、傷病その他やむを得ない事由

「災害、傷病その他やむを得ない事由」とは、本人及び家族の病気等の療養・介護や、災害や事故・事件の被害者になったことによる傷病(心身問わず)、学業不振について学生等本人に帰責性がない(努力不足とはいえない)と認められる場合です。なお、学生等本人のアルバイト過多については、それが学費・生活費のためであったとしても「やむを得ない事由」には含まれません。

これらの事由に該当するか否かについては、原則として、罹災証明、診断書等の第三者(病院の入院証明、民生委員の証明等を含む。)による証明書類や入力していただく事由内容より確認を行います。

【提出先 Forms】

上記のやむを得ない事情がある場合、以下の Forms に期限までに回答してください。

<https://forms.office.com/r/kLGwmBNU89?origin=lprLink>



【回答期限】 Forms に回答してください。

**2025 年2月28日(金)**

**2025 年4月に他大学へ編入学する場合**

2025 年 4 月に他大学へ編入学する方は、奨学金を編入先大学に引き継ぐ手続きが必要となります。

他大学への編入学が決定している方は、スチューデントライフサポート室に必ず連絡をしてください。

**問合せ先**

スチューデントライフサポート室

E-mail : shien\_soudan[at]ml.ibaraki.ac.jp （メールアドレスの[at]は@に置き換えてください。）

**※お問い合わせは必ず奨学生本人より大学から付与したメールアドレスを用いて連絡してください。**

※メールの対応は大学の営業日となります。年末年始で回答に時間を要する場合があります。